

令和7年度アジアバイヤー招へい業務

企画提案審査要領

令和7年3月
岩手県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度アジアバイヤー招へい業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目、審査観点及び配点

審査項目	審査観点	配点
1 全体		【15】
企画提案の内容全体に関して	ア 事業の趣旨を理解した内容となっているか。 イ 実施スケジュールが無理のないものであるか。 ウ 予算の範囲内で、効率的、効果的な内容となっているか。	15
2 必須事項に関する企画		【60】
アジアバイヤー招へい	ア 東南アジアバイヤーの選定にあたり、商談の成約が高く見込まれ、アジアでの販路開拓・拡大につながるバイヤーを選定しているか。 イ 日本とは異なる商慣習への対応や急なスケジュール変更など、起こりうる様々な不測の事態に対応するため、外国人受け入れ事業に精通し、緊密かつ迅速な連絡調整や柔軟な判断対応が可能な体制となっているか。	60
3 自由提案に関する企画		【10】
事業効果を高めるための方策(自由提案)	ア 必須事項で実施する事業の効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が優れたものとなっているか。 イ 効果的な内容であるか、実現可能性はあるか。	10
4 業務遂行能力関係		【15】
(1) 業務遂行能力	ア 提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 イ 十分実施可能な提案内容であるか。	10
(2) 積算内訳	ア 積算単価や数量は妥当なものであるか。 イ 提案内容と整合性はとれているか。	5

【次ページへ続く】

3 審査方法

- (1) 審査は、発注者による委員会において、参加申込者から提出された企画提案書等の内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、2の審査項目及び配点により評価を行う。
- (2) (1)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3位まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、最高位の1者を県に報告する。なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (4) 選定委員会による審査終了後、各参加申込者に対し選定結果を通知する。なお、審査経過に関する質問には回答しない。